

川崎市障害者就労支援ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 川崎市障害者就労支援ネットワーク事業(以下「ネットワーク事業」という。)は、福祉、教育、労働、企業等の各分野が有機的に連携することにより、障害者への就労支援機能を向上させることを目的とする。

(実施主体)

第2条 ネットワーク事業の実施主体は川崎市とし、事務局を健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課に置くものとする。

(対象者)

第3条 ネットワーク事業の対象者は、就労に関して支援を必要とする、川崎市内に在住する障害者基本法(法律第84号)第2条第1号に規定する障害者とする。

(事業内容)

第4条 ネットワーク事業の内容は、次に掲げるものとする。

- 1 障害者雇用・就労支援の検討及び実施に関すること
- 2 迅速かつ適切な就労支援の実現を図るための関係機関との連絡調整に関すること
- 3 障害者雇用・就労に係る広報及び普及啓発に関すること
- 4 障害者雇用・就労に係る人材育成に関すること

(責務)

第5条 ネットワーク事業に従事する者は、登録者及び保護者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、業務上知り得た登録者等の情報を他に漏らしてはならない。

- 2 ネットワーク事業に従事するものは、事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加等のあらゆる機会をとらえ、就労支援技術の向上を図るよう自己研鑽に努めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第6条 個人情報は、川崎市個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)の規程によるものとし、特に慎重に取り扱うものとする。

- 2 支援対応する場合の外部提供情報は、保護条例第11条を適用するものとし、その情報は、本人が同意する範囲で必要最小限度とする。ただし、未成年者、成年被後見人その他本人が同意することができないやむを得ない理由があるものは、代理人(未成年者及び成年被後見人にあつては、法定代理人に限る。)により、同意することができる。

3 当該事業の事務局は、保護条例第3条を適用し、関係機関に対し個人情報の重要性について周知を計るものとする。また、提出先における情報の取り扱いは、保護条例第4条を適用するものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク事業の実施に必要な事項については、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。